特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等(国民健康保険税)



要望内容

国保世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることになってから5年間、同世帯に属する国保の被保険者の保険税が従前と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行う。

現状(要望の背景)

① 保険税軽減制度に係る特例

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、特定同一世帯所属者を含めて 軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とする。

(例)夫婦2人世帯(夫(世帯主):75歳以上、妻:75歳未満)

【20年3月まで】 (35万円×(世帯に属する被保険者数+33万円以下))

【現行制度】(35万円×(世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数))+33万円以下

恒大化

② 世帯割に係る配慮

国保からの移行により単身世帯(特定世帯)となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を 現在の半分(1/4)として、3年間延長する。

